

審 議 事 項

頁

審議事項

1 委員会関係

提案1

幹事会附置委員会（東日本大震災対策委員会）の設置及び委員の決定

1

1	
幹事会	1 1 8

提 案

幹事会附置委員会（東日本大震災対策委員会）の設置及び委員の決定

- 1 提案者 会 長
- 2 議 案
 - (1) 東日本大震災対策委員会運営要綱を決定すること
 - (2) 東日本大震災対策委員会の委員を決定すること（1件）
- 3 提案理由 東北地方太平洋沖地震に伴う震災に対する日本学術会議の取組に関する事項を審議するため、東日本大震災対策委員会を設置するとともに、委員会委員を決定する必要があるため。
 なお、同委員会の具体的な任務は、以下のようなものを予定している。
 - ①会員・連携会員、広く科学者コミュニティからの共有すべき情報の提供、緊急対策についての意見・提案および中長期的検討課題についての意見・提案などを受けとめる窓口となる。
 - ②これらの意見・提案をも素材としながら政府に要望する緊急対策をとりまとめる。
 - ③今次大震災に対する喫緊の対策および政策的対応に関わる多様な検討課題について、会員・連携会員のイニシアチブに基づくものとあわせて、必要な分科会の設置を早急に進め提言を促進する。
 - ④大震災に関わる総合的な政策提言に向けて必要な準備を行う。

東日本大震災対策委員会運営要綱（案）

平成 23 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 東日本大震災対策委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、東北地方太平洋沖地震に伴う震災に対する日本学術会議の取組に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会長の指名する会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 23 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○ 設置及び委員の決定（１件）

（ 東日本大震災対策委員会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
金澤 一郎	宮内庁皇室医務主管	会長
大垣 眞一郎	独立行政法人国立環境研究所理事長	副会長
鈴木 興太郎	早稲田大学政治経済学術院教授	副会長
唐木 英明	東京大学名誉教授	副会長
広渡 清吾	専修大学法学部教授	第一部部長
小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長	第一部副部長
木村 茂光	東京学芸大学教育学部教授	第一部幹事
山本 眞鳥	法政大学経済学部教授	第一部幹事
浅島 誠	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長	第二部部長
北島 正樹	国際医療福祉大学学長	第二部副部長
山本 正幸	東京大学大学院理学系研究科教授	第二部幹事
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部幹事
岩澤 康裕	電気通信大学電気通信学部 量子・物質工学科教授	第三部部長
後藤 俊夫	中部大学副学長	第三部副部長
池田 駿介	建設技術研究所池田研究室長	第三部幹事
永宮 正治	J－P A R Cセンターセンター長	第三部幹事